

九州運輸局 福岡運輸支局長 殿

名 称 みやま市
住 所 福岡県みやま市瀬高町小川5番地
代表者の氏名 みやま市長 松嶋 盛人

自家用有償旅客運送の変更登録の申請（案）

このたび、自家用有償旅客運送の登録事項の変更を行いたいので、道路運送法第79条の7及び同法施行規則第51条の11の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 名称、住所、代表者の氏名
みやま市
福岡県みやま市瀬高町小川5番地
みやま市長 松嶋 盛人
2. 登録番号
九福市交第14号
3. 自家用有償旅客運送の種別
市町村運営有償運送（交通空白輸送）
4. 変更しようとする事項
(1) 路線
別紙のとおり

(2) 運送の区域

新	
旧	

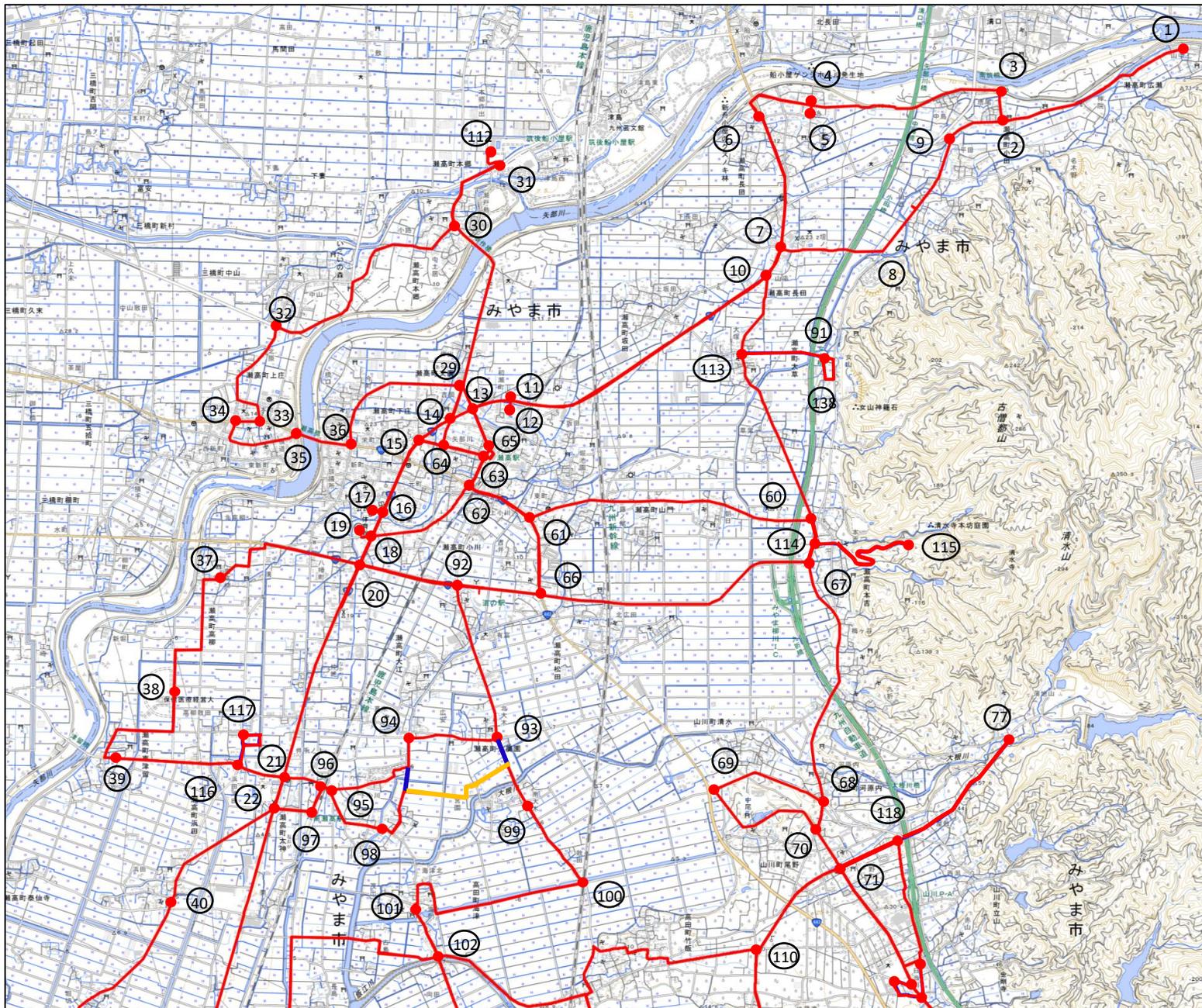
5. 変更予定期日
令和5年4月1日

議案第2号

様式第1-3号 別紙(4.(1)関係)

NO	項目名	変更前	変更後	変更内容	変更理由
158	起点		みやま市瀬高町太神107 (98)	路線の変更	現行のルートは道 が狭く、より安全な ルートで運行する ため
	主たる経由地		南大木		
	終点		瀬高町大廣園413付近 (99)		
	キロ程		0.347km		

みやま市コミュニティバス 路線図



- 凡 例
- 既設路線
 - 路線を延長する区間
 - 廃止路線

議案第 2 号

陸上交通様式第 3 (日本工業規格 A 列 4 番)

3 み企地第 号
令和 3 年 月 日

変更理由の別紙については議案第 1 号の内容。そのため、重複する資料については、添付を省略。

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 みやま市
住 所 福岡県みやま市瀬高町小川 5 番地
代 表 者 名 みやま市長 松嶋 盛人

地域内フィーダー系統確保維持計画変更届出書 (案)

令和 3 年 9 月 2 4 日付け国総地第 3 4 号で国土交通大臣より認定された地域内フィーダー系統確保維持計画を以下のとおり変更するので、関係書類を添えて届出します。

記

○変更日

令和 4 年 4 月 1 日

○変更箇所

1. 生活交通確保維持改善計画
2. 表 1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者 (地域内フィーダー系統)

○変更理由

別紙のとおり運行見直しを行うため。

※本届出書に、変更する事項を全て記した生活交通確保維持改善計画を添付すること。

生活交通確保維持改善計画の名称																			
みやま市地域内フィーダー系統確保維持計画																			
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性																			
<p>本市の交通状況は、市中央部に3つの駅を有するJR鹿児島本線が南北に縦断し、その西側を2つの駅を有する西鉄天神大牟田線が並走している。また、市東部には九州新幹線が走り、筑後船小屋駅が隣接している。バス路線としては、堀川バスが1路線（瀬高・柳川線）のみ、JR瀬高駅から隣接する柳川市まで運行している。市では、平成20年4月より高齢者や障害がある方等を対象に、生活交通手段の確保を目的に、福祉バスを市内全域で運行していた。しかし、利用者が限られているため、交通利便性の向上を求める意見が市民より多く寄せられ、平成30年3月より定時定路線型バス（市町村有償運送）みやま市コミュニティバス「くすっぴー号」の運行を開始した。本運行により、誰もが利用可能な定時定路線型バスが市内全域を運行することとなり、生活交通手段が確保される。</p> <p>運行にあたっては、路線バスや鉄道など既存の公共交通機関とも連携を図りながら、各地区と医療機関、商店などの生活目的施設、市役所などの公的機関を結ぶ、利用しやすい公共交通ネットワークを形成する必要がある。そのため、鉄道や路線バスとコミュニティバス「くすっぴー号」を有効に結節させ、既存の公共交通を維持確保するとともに、市民（主に高齢者等）の通院、買い物等の日常生活に必要な不可欠な移動手段の確保を目的として本計画を策定する。</p> <p>また、平成30年3月、人口減少等が予測される将来においても持続可能な公共交通網を形成するため、「みやま市地域公共交通網形成計画」の策定を行った。</p>																			
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果																			
(1) 事業の目標																			
<p>市民（主に高齢者等）の日常生活における移動手段の確保を目的とした、利用しやすい公共交通ネットワークの形成を目指すため、利用者数を指標として設定し、各路線の利用者数目標を設定する。</p>																			
<p>令和4年度</p> <table border="0"> <tr> <td>水上・本郷線</td> <td>1便あたり4人以上</td> </tr> <tr> <td>清水・上庄線</td> <td>1便あたり4人以上</td> </tr> <tr> <td>瀬高・高田線（太神・岩田経由）</td> <td>1便あたり5人以上</td> </tr> <tr> <td>高田・瀬高線（江浦・浜田・大江経由）</td> <td>1便あたり6人以上</td> </tr> <tr> <td>高田・瀬高線（国道209号経由）</td> <td>1便あたり10人以上</td> </tr> <tr> <td>山川・瀬高線</td> <td>1便あたり9人以上</td> </tr> <tr> <td>高田南部・西部線</td> <td>1便あたり4人以上</td> </tr> <tr> <td>山川・高田線（亀谷・竹飯経由）</td> <td>1便あたり4人以上</td> </tr> <tr> <td>山川・高田線（田浦・田尻経由）</td> <td>1便あたり4人以上</td> </tr> </table>		水上・本郷線	1便あたり4人以上	清水・上庄線	1便あたり4人以上	瀬高・高田線（太神・岩田経由）	1便あたり5人以上	高田・瀬高線（江浦・浜田・大江経由）	1便あたり6人以上	高田・瀬高線（国道209号経由）	1便あたり10人以上	山川・瀬高線	1便あたり9人以上	高田南部・西部線	1便あたり4人以上	山川・高田線（亀谷・竹飯経由）	1便あたり4人以上	山川・高田線（田浦・田尻経由）	1便あたり4人以上
水上・本郷線	1便あたり4人以上																		
清水・上庄線	1便あたり4人以上																		
瀬高・高田線（太神・岩田経由）	1便あたり5人以上																		
高田・瀬高線（江浦・浜田・大江経由）	1便あたり6人以上																		
高田・瀬高線（国道209号経由）	1便あたり10人以上																		
山川・瀬高線	1便あたり9人以上																		
高田南部・西部線	1便あたり4人以上																		
山川・高田線（亀谷・竹飯経由）	1便あたり4人以上																		
山川・高田線（田浦・田尻経由）	1便あたり4人以上																		
<p>令和5年度</p> <table border="0"> <tr> <td>水上・本郷線</td> <td>1便あたり5人以上</td> </tr> <tr> <td>清水・上庄線</td> <td>1便あたり4人以上</td> </tr> <tr> <td>瀬高・高田線（太神・岩田経由）</td> <td>1便あたり5人以上</td> </tr> <tr> <td>高田・瀬高線（江浦・浜田・大江経由）</td> <td>1便あたり6人以上</td> </tr> <tr> <td>高田・瀬高線（国道209号経由）</td> <td>1便あたり10人以上</td> </tr> </table>		水上・本郷線	1便あたり5人以上	清水・上庄線	1便あたり4人以上	瀬高・高田線（太神・岩田経由）	1便あたり5人以上	高田・瀬高線（江浦・浜田・大江経由）	1便あたり6人以上	高田・瀬高線（国道209号経由）	1便あたり10人以上								
水上・本郷線	1便あたり5人以上																		
清水・上庄線	1便あたり4人以上																		
瀬高・高田線（太神・岩田経由）	1便あたり5人以上																		
高田・瀬高線（江浦・浜田・大江経由）	1便あたり6人以上																		
高田・瀬高線（国道209号経由）	1便あたり10人以上																		

山川・瀬高線	1 便あたり 9 人以上
高田南部・西部線	1 便あたり 4 人以上
山川・高田線（亀谷・竹飯経由）	1 便あたり 4 人以上
山川・高田線（田浦・田尻経由）	1 便あたり 4 人以上
令和 6 年度	
水上・本郷線	1 便あたり 5 人以上
清水・上庄線	1 便あたり 4 人以上
瀬高・高田線（太神・岩田経由）	1 便あたり 5 人以上
高田・瀬高線（江浦・浜田・大江経由）	1 便あたり 6 人以上
高田・瀬高線（国道 209 号経由）	1 便あたり 10 人以上
山川・瀬高線	1 便あたり 9 人以上
高田南部・西部線	1 便あたり 4 人以上
山川・高田線（亀谷・竹飯経由）	1 便あたり 4 人以上
山川・高田線（田浦・田尻経由）	1 便あたり 4 人以上

(2) 事業の効果

本運行により、市民（主に高齢者等）の通院、買い物等の日常生活に必要な移動手段が確保される。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・コミュニティバスの利用状況や市民の意見を基にした運行サービスの定期的な評価を実施し、市民の移動ニーズに応じたコミュニティバスのルート・ダイヤの継続的な見直しを行う。（みやま市、交通事業者、住民）
 - ・市広報誌や市ホームページに運行内容、乗り方などの利用方法の情報を掲載することで利用促進を図る（みやま市）
 - ・利用の多いバス停の待合環境の改善を図るため、上屋・ベンチを設置するための各施設との調整を行う。（みやま市）
 - ・視認性の向上、コミュニティバスのPRと愛着の醸成を図り、利用促進につなげるため、コミュニティバス車両とバス停表示板のデザイン化を引き続き実施する。（みやま市）
 - ・各種市民団体などに対してコミュニティバスのPRを行い利用促進を図る。（みやま市）
 - ・コミュニティバス沿線で開催される各種イベント時の運送方法の検討及び企画を行う（みやま市）
 - ・各種イベントと連携した企画券の発行について各関係機関との協議を行う（みやま市）
 - ・コミュニティバスの利用状況の集計、広報資料の作成を行い、市報などで公開する（みやま市）
 - ・高齢者等へのモビリティ・マネジメントを行う（みやま市）
- （みやま市地域公共交通網形成計画 P76、P77、P82、P84、P85、P88、P89、P90、P92、P93を参照）

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運行予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 1」を添付

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

みやま市においては、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

みやま市

<p>7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法【<u>活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ</u>】</p>
<p>該当なし</p>
<p>8. 別表1の補助事業の基準二に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要【<u>地域間幹線系統のみ</u>】</p>
<p>該当なし</p>
<p>9. 別表1の補助事業の基準八に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧【<u>地域間幹線系統のみ</u>】</p>
<p>該当なし</p>
<p>10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項</p>
<p>該当なし</p>
<p>11. 外客来訪促進計画との整合性【<u>外客来訪促進計画が策定されている場合のみ</u>】</p>
<p>該当なし</p>
<p>12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要【<u>地域内フィーダー系統のみ</u>】</p>
<p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付</p>
<p>13. 車両の取得に係る目的・必要性【<u>車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u>】</p>
<p>コミュニティバス車両（日産キャラバン）について、事故により車両が大きく損壊し、修理を行っても安全運行に支障が生じるため、現在、耐用年数を超過している予備車で運行している。そのため新規車両1台を購入する必要がある。</p>
<p>14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果【<u>車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u>】</p>
<p>(1) 事業の目標</p>
<p>安全・安心の確保と共に、経費節減につなげる。 高田・瀬高線(江浦・浜田・大江経由) 1便あたり6人以上</p>
<p>(2) 事業の効果</p>
<p>事故によって破損した車両に代わって耐用年数を超過した予備車で運行しているため、新規車両を購入し新しい車両で運行する事で安全な運行を確保する。 また、車両の耐用年数が長く、燃費のよいディーゼル車を購入することで経費削減を図る。</p>
<p>15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の負担者【<u>車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u>】</p>
<p>令和4年度事業にかかる減価償却費等国庫補助金を受け令和3年10月から令和4年9月にかけて1台の車両を購入する予定である。 車両の取得を行う事業者及び車両購入費用の負担者はみやま市である。 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表6」を添付。</p>
<p>16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）【<u>公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u>】</p>
<p>該当なし</p>

17. 協議会の開催状況と主な議論

- ・平成 29 年 1 月 31 日 (第 1 回) 協議会設立
- ・平成 29 年 3 月 28 日 (第 2 回) 運行内容の協議
- ・平成 29 年 6 月 26 日 (第 3 回) 運行内容の協議
- ・平成 29 年 8 月 17 日 (第 4 回) 平成 30 年度計画の協議・承認
- ・平成 29 年 10 月 24 日 (第 5 回) 運行内容の協議
- ・平成 29 年 12 月 25 日 (第 6 回) 運行内容の協議、平成 30 年度計画変更の協議・承認
- ・平成 30 年 1 月 31 日 運行内容についての書面協議、承認
- ・平成 30 年 2 月 22 日 (第 7 回) 運行内容の協議
- ・平成 30 年 3 月 26 日 (第 8 回) 平成 30 年度計画変更の協議・承認
- ・平成 30 年 6 月 4 日 平成 30 年度計画変更について書面報告
- ・平成 30 年 6 月 25 日 (第 9 回) 平成 31 年度計画の協議・承認
- ・平成 30 年 11 月 2 日 (第 10 回) 平成 31 年度運行計画の変更の協議 (筑後広域公園プール玄関前まで路線延長、一部の系統の運行ダイヤの見直し)
- ・平成 31 年 1 月 10 日 (第 11 回) 地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価の協議・承認
- ・令和元年 6 月 21 日 (第 1 回) 令和 2 年度計画の協議・承認
- ・令和元年 11 月 11 日 (第 2 回) 令和 2 年度運行計画の変更の協議 (路線の延長、一部区間廃止、運行ダイヤの見直し)・承認
- ・令和 2 年 1 月 17 日 (第 3 回) 令和 2 年度運行計画の変更の協議 (運休日の変更)・承認
- ・令和 2 年 6 月 4 日 (第 1 回) 令和 3 年度計画の協議・承認
- ・令和 2 年 11 月 24 日 (第 2 回) 令和 3 年度運行計画の変更の協議 (運行ダイヤの見直し、新規設置)・承認、自動運転の実装化
- ・令和 3 年 1 月 (第 3 回・書面開催) 地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価の協議、自動運転の社会実装
- ・令和 3 年 3 月 26 日 (第 4 回) 地域公共交通網形成計画の施策の取り組み状況報告、自動運転の社会実装及び自家用有償旅客運送の変更申請協議・承認
- ・令和 3 年 6 月 1 日 (第 1 回) 令和 4 年度計画の協議・承認
- ・令和 3 年 6 月 25 日 地域内フィーダー系統確保維持計画 (案) の変更について書面報告
- ・令和 3 年 12 月 9 日 (第 2 回) 令和 3 年度運行計画の見直し (路線の延長、運行ダイヤの見直し)、地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価の協議

18. 利用者等の意見の反映状況

みやま市地域公共交通活性化協議会の委員として市民代表 7 名に参加いただき、市民意見を計画に反映させた。

19. 協議会メンバーの構成員

関係都道府県	福岡県企画・地域振興部交通政策課
関係市区町村	みやま市総務部企画振興課、柳川市総務部企画課
交通事業者・交通施設管理者等	九州旅客鉄道(株)、堀川バス(株)、瀬高交通自動車(有)、ニコニコ光タクシー(株)、福岡県南筑後県土整備事務所、柳川警察署
地方運輸局	福岡運輸支局
その他協議会が必要と認める者	NPO法人タウン・コンパス (学識経験者)、みやま市議会、行政区長会、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、老人クラブ連合会、堀川バス労働組合

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 福岡県みやま市瀬高町小川5番地

(所 属) みやま市総務部企画振興課

(氏 名) 吉開 光希

(電 話) 0944-64-1550

(e-mail) sousei@city.miyama.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

2022年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画運 行日数	計画 運行 回数	利 便 増 進 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹線 系統等と接続の確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
みやま市		(1) 清水・上庄線	市立図書館	筑後広域公園 プール玄関前	JR瀬高駅	往 36.7km	303日	1212.0回		路線定期	②(1)	JR九州の鹿児島本線と 瀬高駅にて接続、堀川バ スの瀬高・柳川線と瀬高 駅にて接続	③
みやま市		(2) 瀬高・高田線 (太神・岩田経由)	市立図書館	岩津郵便局前	ヨコクラ病院前	往 18.8km	303日	1212.0回		路線定期	②(1)	JR九州の鹿児島本線と 南瀬高駅及び渡瀬駅に て接続	③
みやま市		(3) 高田・瀬高線 (江浦・浜田・大江 経由)	JR渡瀬駅	堀切	みやま市役所	往 13.6km	303日	454.5回		路線定期	②(1)	JR九州の鹿児島本線と 瀬高駅及び渡瀬駅にて 接続、堀川バスの瀬高・ 柳川線と瀬高駅にて接続	③
みやま市		(4) 高田・瀬高線 (江浦・浜田・大江 経由)	みやま市役所	山内医院前	あたご苑	往 10.7km	303日	454.5回		路線定期	②(1)	JR九州の鹿児島本線と 渡瀬駅にて接続	③
みやま市		(5) 高田・瀬高線 (国道209号経由)	ヨコクラ病院前	さくら団地	新船小屋	往 15.3km	303日	1515.0回		路線定期	②(1)	JR九州の鹿児島本線と 瀬高駅及び南瀬高駅、渡 瀬駅にて接続、堀川バス の瀬高・柳川線と瀬高駅 にて接続	③
みやま市		(6) 高田・瀬高線 (国道209号経由)	新船小屋		JR瀬高駅	往 4.6km	303日	151.5回		路線定期	②(1)	JR九州の鹿児島本線と 瀬高駅にて接続、堀川バ スの瀬高・柳川線と瀬高 駅にて接続	③
みやま市	みやま市	(7) 山川・瀬高線	真弓公民館	山川 げんきかん	市立図書館	往 18.3km 復 18.3km	303日	1363.5回		路線定期	②(1)	JR九州の鹿児島本線と 瀬高駅にて接続、堀川バ スの瀬高・柳川線と瀬高 駅にて接続	③
みやま市		(8) 山川・瀬高線	バイオマス センター	JR瀬高駅、 みやま市役所	市立図書館	往 14.1km	303日	151.5回		路線定期	②(1)	JR九州の鹿児島本線と 瀬高駅にて接続、堀川バ スの瀬高・柳川線と瀬高 駅にて接続	③
みやま市		(9) 山川・瀬高線	JR瀬高駅		真弓公民館	往 12.8km	303日	151.5回		路線定期	②(1)	JR九州の鹿児島本線と 瀬高駅にて接続、堀川バ スの瀬高・柳川線と瀬高 駅にて接続	③

みやま市	(10) 高田南部・西部線 (循環)	あたご苑	西鉄開駅	あたご苑	(循環) 29.9 km	303日	606.0回		路線定期	②(1)	JR九州の鹿児島本線と 渡瀬駅にて接続、西日本 鉄道の天神大牟田線と 開駅及び江の浦駅にて 接続	③
みやま市	(11) 山川・高田線 (亀谷・竹飯経由)	JR渡瀬駅	西竹飯、 あたご苑	山川 げんきかん	往 17.7km	303日	909.0回		路線定期	②(1)	JR九州の鹿児島本線と 渡瀬駅にて接続	③
みやま市	(12) 山川・高田線 (田浦・田尻経由)	JR渡瀬駅	あたご苑	山川 げんきかん	往 15.0km	303日	757.5回		路線定期	②(1)	JR九州の鹿児島本線と 渡瀬駅にて接続	③
みやま市	(13) 山川・高田線 (田浦・田尻経由)	山川 げんきかん	あたご苑	ヨコクラ病院前	往 11.0km	303日	151.5回		路線定期	②(1)	JR九州の鹿児島本線と 渡瀬駅にて接続	③

(注)

1. 区域運行及び乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
5. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
6. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
7. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

